

入院時食事療養費

前橋城南病院

当院は、入院時食事療養費(1)の届出を行っており、医師の発行する食事せんに基づき、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については18時以降)適温で提供しています。

入院時の食事に係る標準負担額(1食につき) 2026年6月1日

70歳未満	70歳以上の高齢者	標準負担額(1食当たり)(1日3食を限度)	
一般(下記いずれにも該当しない者)	一般(下記いずれにも該当しない者)	550円	
低所得者2(住民税非課税)	低所得者2(*1)	過去1年間の入院期間が90日以内	270円
		過去1年間の入院期間が90日超	220円
該当なし	低所得者1(*2)	130円	
低所得者2に該当しない 小児慢性特定疾病又は指定難病患者	低所得者1、2に該当しない 指定難病患者	330円	

- * 1 低所得者2:世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者1」以外の者
- * 2 低所得者1:世帯全員が住民税非課税であって、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者あるいは、
老齢福祉年金受給権者